

京都市告示第62号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和5年4月14日

京都市長 門 川 大 作

1 土地の所在地

京都市南区西九条森本町83番2の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)

京都市告示第531号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、令和5年4月14日付け京都市告示第62号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、同法第11条第2項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

令和6年1月12日

京都市長 門 川 大 作

1 土地の所在地

京都市南区西九条森本町83番2の一部

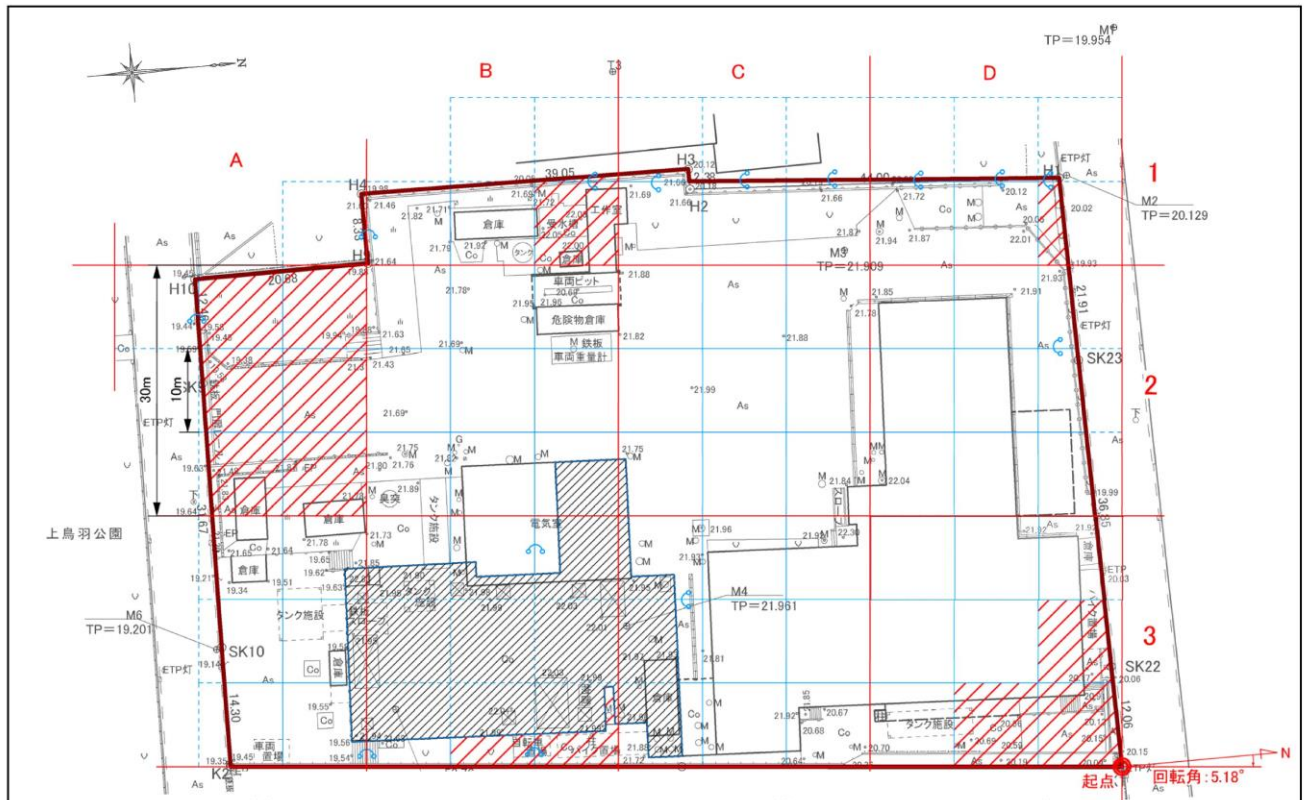
2 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

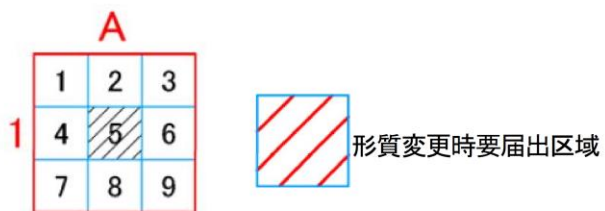
土壤汚染の除去（掘削除去）

（環境政策局環境企画部環境指導課）

形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物の土壌含有量超過）



凡例



30m 格子内の区画番号